

## 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月5日

【報告者の名称】 株式会社ジェイエスピー(商号 株式会社JSP)

【報告者の所在地】 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

【電話番号】 03(6212)6300

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理財務本部長 鈴木高德

【縦覧に供する場所】 株式会社JSP  
(東京都千代田区丸の内三丁目4番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社JSPをいい、「公開買付者」とは、三菱瓦斯化学株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

## 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 三菱瓦斯化学株式会社  
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

## 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 意見の内容

当社は、平成27年2月4日開催の取締役会において、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、下記「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の同意」に記載の方法により決議されております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場している当社株式13,212,982株(株式所有割合(注)42.06%)を所有し、当社を持分法適用関連会社としております。この度、公開買付者は、平成27年2月4日開催の取締役会において、当社とのさらなる資本業務提携強化を目的として、本公開買付けを行うことを決議したとのことです。

(注) 当社が平成26年11月7日に提出した第57期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数31,413,473株に対する割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。)をいいます。以下同じです。

なお、当社は、本公開買付けに際し、公開買付者との間で、平成27年2月4日付で資本業務提携に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。その内容につきましては、下記「本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)を締結しております。

本公開買付けは当社を連結子会社化することを目的とするものであり、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を2,807,900株(株式所有割合8.94%)としているとのことです。なお、本公開買付けにより当該2,807,900株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式(16,020,882株)の株式所有割合は51.00%であり、公開買付者及び特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)及び当社を除きます。)が所有することとなる当社株式(16,218,844株)の株式所有割合は最大で51.63%となります。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(2,807,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

また、本公開買付けにおいては、当社を連結子会社化することを目的とするものであることから、買付予定数の下限を2,525,100株（株式所有割合8.04%。なお、本公開買付けにより当該2,525,100株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式（15,738,082株）の株式所有割合は50.10%であり、公開買付者及び特別関係者（ただし、小規模所有者及び当社を除きます。）が所有することとなる当社株式（15,936,044株）の株式所有割合は最大で50.73%となります。）としているとのことであり、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,525,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

本公開買付けの成立後、当社は公開買付者の連結子会社となる見込みです。

#### 公開買付者における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者より、公開買付者における意思決定に至る過程につき、以下の説明を受けております。

#### (a) 本公開買付けの目的及び背景

公開買付者は日本瓦斯化学工業株式会社と三菱江戸川化学株式会社の対等合併により、昭和46年に設立され、独自技術に立脚した製品開発により、メタノールや石油化学製品などの汎用化学品から、エンジニアリングプラスチックや電子材料などの機能製品、さらには食品鮮度保持に用いられる脱酸素剤などの特殊機能材料と、幅広い製品群で事業を展開してきたとのことです。

公開買付者は平成24年度から平成26年度を対象期間とする現行の中期経営計画（MGC Will2014）の中で、「MGCグループ（注）は、全ての事業活動においてCSRの実践を徹底し、グローバルな舞台で、『独自技術に立脚した特色と存在感のある優良化学会社』として、持続的成長を目指します」をグループビジョンとして掲げ、以下に示す「MGCグループのありたい姿」の実現を目指しているとのことです。

（注） MGCグループは、公開買付者及び120超の関係会社から構成される企業集団とのことです。

CSRの実践により、社会から高い信認を得続ける企業グループ

売上高1兆円を超え、「Global Top 30」へ

真の高収益・研究開発型企業集団＝“グローバルエクセレンス”の実現

現在、公開買付者は、「MGCグループのありたい姿」に向けた基本方針である、「中核事業の強化」、「不採算事業の再構築」、「新規事業の創出と育成の加速」、「持続的成長を支える〈質〉の向上」に基づいた諸施策を実行中とのことです。グローバル化による安価な代替競合品の出現、ITの進展による製品・技術寿命の短期化、地政学的リスクの増大など公開買付者グループを取り巻く事業環境は益々厳しさと複雑さを増しているとのことです。このような背景から、「MGCグループのありたい姿」に向けては、公開買付者と多様なグループ企業が連携してグループの企業価値向上を図ることが必要であると考えているとのことです。

一方、当社は、公開買付者の前身である日本瓦斯化学工業株式会社により、合成樹脂事業進出の足掛かりのひとつとして、国内でスチレンペーパーを製造するために昭和37年に設立されました。以来、発泡プラスチックを中核製品として、さまざまな技術開発、市場開拓を重ねながら事業を展開しています。

当社の現在の主要事業は、発泡ポリスチレン、発泡ポリエチレン、発泡ポリプロピレンを中心とした食品容器、魚箱、ディスプレイ材、住宅用断熱材、土木資材、産業用包装材、バンパーコア材等の各種自動車部品、デジタル家電製品用緩衝材、競技用グラウンド基礎緩衝材の製造・販売です。少子高齢化や国内産業の海外移転などの進展により、国内市場の成長は限定的ですが、ハイブリッド自動車、電気自動車などの軽量化ニーズ、永久帯電防止機能を付与した液晶テレビガラス基板搬送資材、省エネ対応の断熱材分野など、顧客ニーズを確実に満たせば、さらなる成長が期待できる事業分野が広がっていると考えています。発泡プラスチックは、発泡という製品特性上、輸出による大量販売は難しく、汎用領域は地産地消の傾向にあります。海外で販売を拡大するためには海外拠点が必要となるため、当社は海外展開にも積極的に取り組み、北米、南米、アジア、欧州に拠点を展開することで成長市場を取り込んできました。当社の強みは、幅広い製品のラインアップと海外展開力、並びにそれを支える高い技術力と応用製品開発力にあります。従来の包装材や緩衝材に加え、断熱材や自動車軽量化材などの高付加価値品を展開する一方、中国での設備増強、インドにおける生産拠点設立、モスクワでの販社設立など、新興国市場への進出を強化しています。

当社は、これまで自主独立の精神を経営の根幹とし、当社の役員及び従業員の自主性と創造性を企業価値創造の源泉としており、また、公開買付者も当社のかかる経営方針を尊重し、公開買付者、当社各々の発展が、グループ企業価値の向上につながるの考えに従いグループ経営を行っているとのことです。

公開買付者と当社は、これまでも製品開発レベルでの協力関係を構築していましたが、グローバル化の進展や新興国の台頭など、両社を取り巻く状況は益々厳しさを増していることから、公開買付者は、平成26年9月上旬、当社に対し、公開買付者と当社の製品・技術開発等の業務提携のさらなる強化を共同で検討することの提案を行いました。その後、公開買付者及び当社は、平成26年9月下旬から本格的に協議を開始し、かかる協議の結果、両社の国内外の事業基盤、ノウハウ及び技術情報等を踏まえた連携並びに人材交流等による成長戦略を推進することにより、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図ることが重要であるとの判断に至りました。また、かかる施策の迅速かつ確実な実行に当たっては、公開買付者と当社との資本関係の一層の強化が重要であるとの判断に至りました。

公開買付者と当社は、これまで以上に両社のシナジーを創出していくにあたり、以下のような施策が考えられると判断しています。

#### (i) 研究開発・製造面でのシナジー

公開買付者と当社は、これまでも、公開買付者の素材原料を当社で発泡体に加工するなどの研究開発・製造面での協力を進めています。公開買付者の持つ素材開発力と、当社の加工技術により、製品特性で差異化された製品を開発してきました。両社の連携を更に強化することで、公開買付者が開発した技術を使った製品を当社の実機で試作し、量産体制の確立まで行うことで、一層の効率的な開発が可能になります。

当社のコア技術は、グローバル市場において、主に自動車部品に広く用いられている世界初の無架橋発泡ポリプロピレンのピーブロック（英名ARPRO）、永久帯電防止ポリマーを配合した世界初の画期的な多層高発泡ポリエチレンシートのミラマットエース、プラスチック発泡技術を駆使して開発した高性能・次世代型断熱材のミラフォーム等の製品製造に係わる「発泡技術」、「多層化技術」、「懸濁重合技術」であり、発泡製品は、軽量性、緩衝性、断熱性、耐熱性、消音性、耐薬品性などの製品特性により工業分野から生活分野まで幅広い用途に用いられています。その特性は、その樹脂自身が持つ性質に加え、発泡技術、多層化技術、加工技術、金属・無機素材との複合化技術等との融合により多様性が拡大し、そこから生み出される様々な特性を有した製品は、新たな事業領域を創造する可能性を秘めています。将来に向けては、耐熱発泡材分野において、原料に公開買付者の高分子素材等を利用するなど、市場拡大に向けた連携が期待できます。

また、将来的には、公開買付者の技術と当社の技術を組み合わせることで、先進的な研究開発に着手することも考えられます。

さらに、部材の精密な構造解析や品質保証においては、公開買付者の分析センターを当社の製品にも活用することが可能であり、効率的な研究開発と製造に貢献するものと思われます。

#### (ii) 販売面でのシナジー

当社は国内9カ所に加え、海外に27カ所の拠点（北米：8カ所、南米：1カ所、アジア：10カ所、欧州：8カ所）を有し、多くが自動車メーカーの集積地に立地しています。また、公開買付者も海外に25カ所の拠点（北米：3カ所、南米：1カ所、アジア：19カ所、欧州：1カ所、中東：1カ所）を有し、原料又は顧客に密着した海外展開により、市場でのプレゼンスを高めてきました。両社の国内外の営業基盤・顧客基盤、海外展開力を踏まえた顧客要求への対応力を強化することで、新たな需要や事業領域を創出していくことが期待できます。

#### (iii) 財務面でのシナジー

本公開買付けの成立後は、当社は公開買付者の連結子会社となる見込みであり、両社のグループ化により、両社を含む企業グループとしての事業規模が拡大し、財務安定性が増大することにより、事業機会を確実に捉えるための効率的な資金調達が可能になると判断しています。

(iv) 管理面でのシナジー

両社の内部統制を始めとしたコーポレート機能のノウハウの相互活用により、互いにより効率的な管理体制を構築することが可能になると判断しています。

以上のように、公開買付者は、当社との連携を強化し、経営資源、ノウハウ等を相互に提供・活用することで両社の企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図るためには、公開買付者と当社の資本関係の一層の強化が望ましいとの判断に至ったことから、平成27年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

(b) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、当社が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、当社の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しているとのことです。したがって、本公開買付けの実施後も、現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力していただきたいと考えているとのことです。このような考え方を踏まえ、当社のガバナンス体制及び組織・執行体制等の各種体制、経営方針・経営戦略並びに各種決定事項については当社の判断に委ねる旨、当社の商号、本店所在地及びブランドを維持する旨を合意しています。

なお、公開買付者と当社は、本公開買付けの成立後は、公開買付者が当社の取締役のうち原則3名を指名することができる旨、うち1名を代表取締役社長として指名することができる旨、及び当社の監査役のうち原則1名を指名することができる旨、並びに、これらの公開買付者が指名した当社の取締役及び監査役が、当社の経営会議に出席することができる旨を合意しています。

詳細については下記「本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

当社における意思決定に至る過程

当社は、以上のような企業価値の向上に関する判断、本基本合意書における当社と公開買付者との合意の内容、株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）より取得した株式価値算定書及び森・濱田松本法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、(a)当社と公開買付者の資本業務提携が強化されることで、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると考え、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられること、(b)本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本公開買付けの諸条件には一定の合理性が認められると考えられることから、当社は、平成27年2月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議しました。

当社の取締役会決議の詳細については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の同意」をご参照ください。

本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

上記「本公開買付けの概要」のとおり、当社と公開買付者は、平成27年2月4日付けで、本基本合意書を締結いたしました。本基本合意書の概要は以下のとおりです。

(i) 本基本合意書の目的

本基本合意書は、両社の収益力の強化、新規事業の創出・育成や経営効率の改善等を図ることにより、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図ることを目的とする。公開買付者は、本基本合意書に基づく資本業務提携に際しては、当社の経営における自主性を従前通り尊重する。

(ii) 資本提携の内容

公開買付者は、適用法令及び本基本合意書の定めに従うことを条件として、本公開買付けを行う。

当社は、本公開買付けに賛同する旨（但し、本公開買付けに応募するかどうかは当社の株主の判断に委ねる旨）の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を公表し、本賛同意見を撤回又は変更しないことが当社の取締役としての法律上の義務に違反する場合を除き、これを撤回又は変更しない。

(iii) 業務提携の内容

公開買付者及び当社は、上記「公開買付者における意思決定に至る過程」の「(a)本公開買付けの目的及び背景」に記載されたシナジーを創出していくための各施策に関し、両社間の提携・協力の詳細について、誠実に協議のうえ、それらの実現・遂行に向けて誠実に取り組む。

(iv) 当社の株式の買増し・処分の禁止等

本公開買付けの実施を除き、公開買付者及び公開買付者の子会社が当社株式の買増し又は処分等を行う場合には、当事者間で協議し、事前に書面による合意が整った場合に限り、これらの行為を実施することができる。

当社は、本公開買付けの完了後、公開買付者グループ（公開買付者及びその子会社（但し、当社は除く。）をいう。）が有する当社株式の数の当社の発行済株式総数に対する割合が、50%以下となる行為を実施しようとする場合には、公開買付者に対して事前にその旨を通知し、かつ、協議を行う。

また、公開買付者は、本基本合意書の有効期間中、当社の株式の上場を維持する。

(v) 当社の経営体制

当社のガバナンス体制及び組織・執行体制等の各種体制、経営方針・経営戦略並びに各種決定事項については当社の判断に委ねる。当社は、本公開買付けの完了後、一定の重要行為を実施しようとする場合には、公開買付者に対して、事前にその旨を通知する。

公開買付者は、平成27年6月の当社の第57期定時株主総会以降、当社の取締役のうち原則3名を（うち1名は代表取締役社長として）指名することができ、当社の監査役のうち原則1名を指名することができる。また、これらの公開買付者が指名した当社の取締役及び監査役は、当社の経営会議に出席することができる。

(vi) 当社の商号等及びブランドの維持

公開買付者は、当社の商号、本店所在地及びブランドを維持し、当社が自らの判断により変更する場合を除き、これを変更しない。

(vii) 有効期間

本基本合意書の有効期間は、当社が公開買付者の連結子会社に該当することとなることを条件として、本公開買付けの決済日に開始し（但し、上記(ii)、上記(iv)の第1段落及び第3段落並びに一般条項の有効期間は、本基本合意書締結をもって本基本合意書締結時点から開始し）、本公開買付けが平成27年2月5日までに開始されなかった、本公開買付けが成立しなかった、書面による合意があった、本基本合意書上の義務違反があった又は当社が公開買付者の連結子会社に該当しなくなったとの理由に基づき本基本合意書が終了するまでの間継続する。

### (3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるKPMG FASに対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、KPMG FASは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、株式市価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はKPMG FASから平成27年2月4日に当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社はKPMG FASから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

株式市価法	: 1,901円～2,224円
DCF法	: 1,895円～2,606円

株式市価法では、平成27年2月3日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値2,224円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,997円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,901円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,901円から2,224円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,895円から2,606円までと分析しています。なお、DCF法において基礎とした事業計画において大幅な増減益は見込んでおりません。

### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しています。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限（2,807,900株）を設定しているとのことです。本公開買付け後の、公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で16,020,882株（株式所有割合：51.00%）にとどまる予定であり、公開買付者及び特別関係者（ただし、小規模所有者及び当社を除きます。）の当社株式の所有株式数は、最大で16,218,844株（株式所有割合：51.63%）にとどまる予定です。

したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

### (5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

なお、当社と公開買付者は、本公開買付け後も当社の経営の自主性を確保するため、公開買付者及び公開買付者の子会社が当社株式の買増し又は処分等を行う場合には当社との合意が必要である旨を合意しており、公開買付者は、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは、現時点で予定していないとのことです。

### (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは形式的には支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者及び当社は、公開買付者が当社株式13,212,982株（株式所有割合42.06%）を所有して当社を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツ」といいます。）に対して、それぞれ当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券及びデロイト トーマツは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。公開買付者が野村證券及びデロイト トーマツから取得した当社の株式価値に関するそれぞれの株式価値算定書（以下、野村證券から取得した株式価値算定書を「野村證券株式価値算定書」、デロイト トーマツから取得した株式価値算定書を「デロイト株式価値算定書」、総称して「公開買付者株式価値算定書」といいます。）の概要は、以下のとおりとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成27年2月4日に野村證券株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村證券株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：1,901円～2,329円  
DCF法：2,086円～3,093円

市場株価平均法では、平成27年2月3日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値2,263円、直近5営業日の終値単純平均値2,329円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,224円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,997円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,901円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,901円から2,329円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、2,086円から3,093円までと分析しているとのことです。

デロイト トーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者はデロイト トーマツから平成27年2月4日にデロイト株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者はデロイト トーマツから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

デロイト株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：1,901円～2,329円  
DCF法：2,231円～2,813円

市場株価平均法では、平成27年2月3日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値2,263円、直近5営業日の終値単純平均値2,329円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,224円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,997円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,901円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,901円から2,329円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、2,231円から2,813円までと分析しているとのことです。



公開買付者は、野村證券及びデロイト トーマツから取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年2月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり2,686円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格である1株当たり2,686円は、本公開買付け実施についての公表日である平成27年2月4日の前営業日である平成27年2月3日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値2,263円に対して18.69%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成27年2月3日までの直近5営業日の終値単純平均値2,329円に対して15.33%、平成27年2月3日までの直近1ヶ月の終値単純平均値2,224円に対して20.77%、平成27年2月3日までの直近3ヶ月の終値単純平均値1,997円に対して34.50%及び平成27年2月3日までの直近6ヶ月の終値単純平均値1,901円に対して41.29%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である1株当たり2,686円は、本書提出日の前営業日である平成27年2月4日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値2,270円に対して18.33%のプレミアムを加えた金額となります。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記「(3)算定に関する事項」のとおり、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるKPMG FASに対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、KPMG FASは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

#### 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、法的助言を受けています。

#### 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の同意

本公開買付けに関する意見等については、平成27年2月4日開催の当社取締役会において、当社取締役全10名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない2名を除く取締役8名の全員一致により決議いたしました。すなわち、当社取締役のうち、塚本耕三氏は公開買付者の元取締役常務執行役員であり、また、山根祥弘氏は公開買付者の取締役常務執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

また、上記当社取締役会では、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない2名を除く当社監査役2名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明いたしました。すなわち、当社監査役のうち、寺西耕一氏は健康上の理由から上記当社取締役会を欠席したため、上記当社取締役会における審議には参加しておりません（但し、当社は、上記当社取締役会に先立ち、寺西耕一氏に対して、本公開買付けに関する説明を行ったうえで、上記意見を表明することについて、同意を得ております。）。また、織作正美氏は公開買付者の元代表取締役専務執行役員であり、現在公開買付者の完全子会社であるMGCファーマ株式会社の代表取締役を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記当社取締役会における審議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

- (7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権数 (個)
塚本 耕三	代表取締役社長		7,326	73
臼井 宏	取締役専務執行役員	第二事業本部長	9,046	90
斉藤 吉成	取締役専務執行役員	総務人事本部長、 経理財務本部管掌、 内部統制部担当	12,905	128
小野 秀夫	取締役常務執行役員	第一事業本部長兼 建築土木資材 事業部長	10,064	100
及川 泰男	取締役常務執行役員	研究開発本部長、 新事業開発室長	6,827	68
若林 功一	取締役常務執行役員	第一事業本部 生活産業資材 事業部長	6,274	62
近藤 正	取締役執行役員	経営企画本部長兼 経営企画部長	2,990	29
鈴木 高德	取締役執行役員	経理財務本部長	4,000	40
七間 清孝	取締役執行役員	物流資材本部長、 総合技術本部管掌	3,926	39
山根 祥弘	取締役			
寺西 耕一	監査役		10,900	109
橋本 雅司	監査役	常勤	2,964	29
木嶋 純	監査役		4,500	45
織作 正美	監査役			
計				

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものであります。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会における持分に相当する所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。